

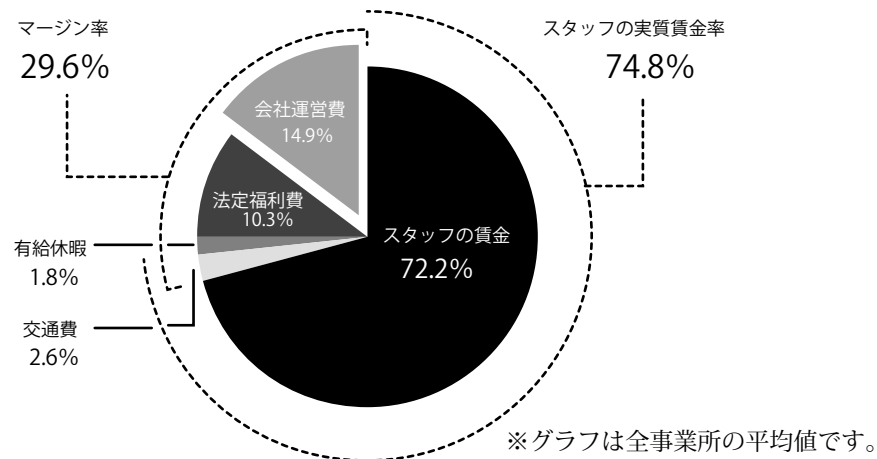
## 改正派遣法に基づくマージン率の公開について

平成 24 年 10 月 1 日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。マージン率とは派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※当該割合に小数点以下一位未満の端数がある時は、これを四捨五入する

	福岡支社	西九州支社	北九州支社
派遣労働者の数	186 人	285 人	181 人
派遣先の数	54 箇所	71 箇所	53 箇所
マージン率	28.1%	27.6%	27.7%
派遣料金の平均額	10,541 円	11,684 円	11,207 円
派遣社員の賃金の平均額	7,584 円	8,464 円	8,107 円
教育訓練に関する事項	安全衛生・接遇・商品知識・5S教育など		



スタッフの賃金：料金総額の約 72.2%

交通費：スタッフに支払う通勤交通費です。

法定福利費：弊社が負担する、労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料です。

会社運営費：人件費・募集費・オフィス賃貸料をはじめとする諸経費です。

※上図でも記載のあるとおり、弊社ではマージン率 29.6%のうち、2.6%がスタッフの交通費となります。

スタッフの賃金 72.2%に交通費 2.6%を加えると、スタッフの実質賃金は 74.8%となります。